

市指定ごみ袋の臨時措置の終了について

現在実施している市指定ごみ袋以外でもごみを出すことができる「市指定ごみ袋の臨時措置」について、予定通り、令和8年8月31日で終了することといたしました。

概要

1 臨時措置期間

期間：令和8年5月25日～令和8年8月31日まで

※上記期間中は、市指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋でも、従来どおり収集します。

2 終了の理由

市指定ごみ袋取扱店における品薄状況がほぼ解消され、流通市場が落ち着きを取り戻したこと。

また、ごみ袋製造業者からも例年と同程度のごみ袋の製造と供給が可能な体制を確保できていると確認しているため。

3 市民・市内事業者の皆様へのお願い

(1) 通常運用移行へのご協力

市指定ごみ袋の流通正常化までに時間を要したため、ご不便をおかけしました。

臨時措置につきましては、8月31日をもって終了といたしますが、引き続き、過度の買い溜めはお控えいただき、必要量に応じて購入していただくなど、ごみ袋の安定供給のために、ご協力をお願いいたします。

(2) 今後の対応について

今後、新たな情勢の変化等により、ごみ袋が不足するような事態となった場合には、皆さまの生活に支障が出ないように、状況に応じて、再度、臨時措置を実施するなど、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

問い合わせ

廃棄物対策課 担当：高松

電話：0558-76-8001